

第10回岩手県分権推進会議

日 時 平成22年7月26日（月）13:30～15:30

会 場 エスポワールいわて 2F 大ホール

1 開 会

○千葉分権推進課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第10回岩手県分権推進会議を開会いたします。

開会に当たりまして、座長である達増知事からご挨拶をお願いいたします。

○達増座長 岩手県分権推進会議は、市町村と県との対等、協力の関係を基本としながら、市町村、県、そして国を通じた望ましい行政システムのあり方を検討するというこで、平成19年度に設置され、さまざまな論点で皆様から貴重なご意見、ご提言をいただきながら協議を重ねてまいりました。

当会議におきます皆様からのご意見を踏まえ、岩手県権限移譲推進計画の策定、そして権限移譲推進プログラムによる計画的、体系的な権限移譲の推進などを図ってきたところでもあります。

政府においては、地域主権改革というスローガンのもと、地方が長年にわたって要請してきた国と地方の協議の場の法制化をはじめ、地域主権改革関連法案の成立に向けた取組み、そして今後の地域主権改革の羅針盤となる地域主権改革の全体像、基礎自治体への権限移譲、一括交付金の基本的考え方などを盛り込んだ地域主権戦略大綱を6月に閣議決定しています。

地域主権の確立に向けて着実に前進が見られるものの、具体的な制度設計や制度改革は国と地方が対等なパートナーの関係で協議をしながら、大綱に基づく改革を今後確実に実行に移していく必要があるという状況だと思えます。

地方として、主体的に地域主権改革を進めていく必要があると考えており、県としては制度的な改革への積極的関与はもちろん、地域主権の発動としての主体的な取組みを実践していくことが重要と考えております。

今日は、地域主権戦略大綱の概要の報告を踏まえ、地方の実情等も加味した委員の皆様からの大綱に対するご意見を伺いたいと考えております。

なお、私は、本日は誠に恐縮ではありますが、別の公務も予定されておりまして、2時30分ごろに退席させていただくことご了承願います。

本日はよろしく願いいたします。

○千葉分権推進課長 ありがとうございました。

本日の会議におきましては、甘竹委員、小野寺委員、北村委員、鈴木委員、中屋敷委員、役

重委員、山本委員、伊藤委員はご都合によりご欠席となっております。また、県の組織改編に伴いまして、新たに政策地域部が設置され、委員の変更が生じていることをご報告申し上げます。

それでは、早速会議に入りますが、進行は加藤政策地域部長にお願いします。

2 議 事

(1) 報告

地域主権戦略大綱について

(2) 協議

地域主権戦略大綱に係る意見交換

(3) その他

○加藤副座長 それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

最初に、本日の議事内容につきまして説明申し上げます。まず、先般6月22日に閣議決定されました地域主権戦略大綱につきまして、骨子と概要を報告させていただきます。引き続き、委員の皆様方から戦略大綱に関するご意見を頂戴してまいりたいと思います。

それでは、地域主権戦略大綱につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○工藤副部长 政策地域部副部長の工藤です。お手元に配付の地域主権戦略大綱につきましてご説明させていただきますが、あらかじめお送りしておいたものですので、簡潔にその概要についてお話をさせていただきます。

地域主権戦略大綱につきましては、去る6月22日に閣議決定されたところであり、この大綱は、これからの地域主権改革の羅針盤となるものであり、政府においては大綱に基づく改革の成果を踏まえ、2012年、再来年度の夏をめどに地域主権推進大綱（仮称）を策定する方針となっています。

まず、大綱の概要についてですが、お手元に地域主権戦略大綱（構成と概要）という横長A4の資料が配付されていると思いますが、それについてご説明させていただきます。まず、第1に地域主権改革の全体像として、改革の意義や理念といったものが示されています。そのほか、9つの項目があり、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止、ひも付き補助金の一括交付金化などが掲げられ、具体的には以下大綱の項目に沿ってご説明をさせていただきます。

それでは、戦略大綱の1ページ目、第1、地域主権改革の全体像についてですが、1の「地域主権改革」の理念と定義、そして(2)の地域主権改革の定義のところで、地域主権改革については、住民に身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民がみずからの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革であると定義づけています。

続きまして、2の地域主権改革が目指す国のかたちですが、(2)、次のページの、補完性の原則に基づきまして基礎自治体を地域における行政の中心的な役割を担うものとして位置づけ、これを基本に国と地方公共団体が各分野において適切に役割を分担するとともに、地方公共団体の自由度を高めていくという方向性が示されています。

3の改革の工程ですが、おおむね二、三年を見据えた取組み方針を明らかにすること、そして今後大綱に基づく取組みの成果等を踏まえて、平成24年夏をめどに推進大綱を策定していくということが示されています。

次に、3ページ目ですが、第2の義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大について、地域分権改革推進委員会の第3次勧告に盛り込まれたもののうち、まずは地方から要望のあった事項を中心として、第1次見直し分として63項目、121条項の義務付け・枠付けの見直し案を既に国会に提出し、現在継続審査となっているところです。

(3)の当面の具体的な推進につきましては、大綱の別紙1に掲げておりますが、第2次見直し分として308項目、528条項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、来年の通常国会への法案提出を行うこととなっています。

次に、5ページ目、第3の基礎自治体への権限移譲についてです。2の具体的な措置として、今後別紙の2に掲げております事務に関し、必要な措置を講ずることとし、同じく平成23年の通常国会に提出することとされています。

3の円滑な権限移譲の実現についてですが、(1)、基礎自治体の取組みとしては、まず基礎自治体自身の主体的な取組みが必要であるとしていますが、一方で行政機関等の共同設置や、広域連合の設置など、必要に応じた自治体間連携を図っていくことも方策として示されています。

(2)の国及び都道府県の取組についてですが、国は権限の移譲に伴う確実な財源措置や移譲事務の確実な周知、助言、照会、相談への適当な対応を行うこととして、都道府県については研修や、職員派遣、自治体間連携の具体的な手法の周知、助言などの役割を果たすことが期待されています。

次に、7ページ、国の出先機関の原則廃止についてですが、「2、改革の枠組み」の(3)、個々の事務・権限の取扱いのところ、国の出先機関の事務、権限については、例外的な場合を除き、地方公共団体に移譲することとし、9ページの、今後の改革の進め方として、各府省において自己仕分けを行い、その結果を8月末までには地域主権戦略会議に報告することとされております。地域主権戦略会議においては、その内容を精査し、アクションプランを年内をめどに策定する方針です。

次に、10ページ、ひも付き補助金の一括交付金化についてですが、2の一括交付金の対象範囲の(1)、基本的考え方のところ、一括交付金化する対象範囲は最大限広くとること、そして地方の自由裁量拡大に寄与するものを対象とする旨が示されています。

11ページにまいりまして、(3)の実施の手段というところで、投資に係るものについては平成23年度、經常に係るものについては平成24年度以降から段階的に実施することとされています。

国のかかわりにつきましては、(2)、地方の自由度拡大と国のかかわりの中で、事前関与を縮小し、事後チェックを重視する観点から手続を抜本的に見直すことや、PDCAサイクルを通じて制度の評価、改善を図ること、その際に会計検査院の検査も活用するといった方向性が示されています。

(3)といたしまして、配分・総額についても記述されておりますが、現行の条件不利地域等に配慮した配分の仕組みを踏まえながら、総額については対象となる補助金等の必要によって設定するとされています。

第6の地方財源の充実確保と直轄事業負担金の廃止については、説明を割愛させていただきます。15ページに飛びまして、第8の地方政府基本法の制定についてです。地方自治法の抜本見直しにつきましては、現在総務省に設置された地方行財政検討会議、これは本県の達増知事もメンバーになっておりますが、ここでいろいろ議論がなされているところです。

1の地方公共団体の基本構造についてですが、地方の自由度を高め、基本構造を地方が選択できるような方向で現在検討されているほか、議会制度、監査制度及び財務会計制度といった地方行財政検討会議でこれまで議論されたさまざまな論点について、検討の方向性が示されているところです。

次に、17ページ、第9の自治体間連携・道州制についてですが、1、基本的考え方として、広域自治体のあり方については自治体間連携等が自発的に形成されていくことが重要

であるとされ、2の今後の取組みのところで、国としてこうした連携等の形成に対する支援のあり方を検討し、さらには地域の自主的な判断を尊重しながら、道州制の検討も視野に入れるという表現がなされています。

第10の緑の分権改革の推進につきましては、説明を割愛させていただきます。

以上、ごく簡単ではございましたが、戦略大綱の概要の説明とさせていただきます。

○加藤副座長 では、今の説明に対して意見を頂戴してまいりたいと思います。

大綱はご覧いただいた内容のとおりで、制度設計等につきましては今後国と地方の協議の場を通じて、十分な設計をしていく必要がある段階です。県としても、今後の国の動向を注視しつつ、市町村とも連携を図りながら、対応を検討していかなければならず、課題も多いところです。

この地域主権戦略大綱につきまして、委員各位それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

それでは、恐縮でございますが、順次伺ってまいりたいと思います。ご意見、ご発言のある方はお願いいたします。

○鈴木（重）委員 ただいまの説明に対してということですか。

○加藤副座長 説明に対してでも結構ですし、あるいは地域主権戦略大綱全般についてご自由にお願ひしたいと思います。

○鈴木（重）委員 葛巻町の鈴木です。11ページの、一括交付金の制度設計の考え方ですが、基本的考え方のところでは地方の自由度を拡大する観点から、各府省の枠にとらわれず使えるよということですが、自主財源と同じようにと理解していいのでしょうか。

○工藤副部長 その辺は、地方の考え方と各省庁の考え方、いろいろまだ隔たりがあって、埋まっていない部分がありますが、あくまで大綱のほうは地方の意向に沿った形で、交付税とまではいかないけれども、かなり自由度の高い、地方にとっては使い勝手のいい内容にしたという考え方が盛り込まれていると理解しています。ただ、冒頭申し上げましたとおり、各省庁との間ではまだまだ隔たりがあると聞いておりますので、これからさらに調整が出てくると考えております。

○鈴木（重）委員 この辺も大事な点の一つだろうと思います。

○加藤副座長 よろしいでしょうか。きょうは、欠席の委員も大分いらっしゃるということで、少人数になっていますので、多くの各委員からご意見をいただける時間がとれると思いますので、順次各委員から、大綱につきましてご意見というか、お考えをいただければと思

いますが、よろしいでしょうか。

では、外部委員の方々からお願いできればと思います。では、まず小野委員、よろしいですか。時間がございますので、5分ぐらいでお願いできればと思います。

○小野委員 非常に難しくてわかりづらいのですが、一つはひも付き交付金を一括交付金とするというところで、例えば現在行われている障がい者福祉とか介護保険とか、ある程度は義務的経費で出ているものについても、一括交付金の対象になった場合、各自治体間によって福祉に対する格差は生じないのかという疑問が一つと、国の出先機関の廃止で、その分県としてそれをどう受けとめ、また市町村に対してどういう形で出先機関がなくなることでの流れができていくのかわからないので、教えていただければと思います。

○工藤副部長 まず、一括交付金化の関係ですが、10ページに考え方が示されていて、今小野委員のほうからお話のありました福祉や社会保障的なもの、あるいは義務教育等々、全国的に同一のサービスを行わなければならないものについては、一括交付金化の対象外とするという考え方も示されていますので、ナショナルミニマム的な部分についてはこれまでのような性格で国から地方へ来るものと考えています。

2点目の国の出先機関の原則廃止についてですが、7ページの一番上のところに(1)、改革の理念ということで3つの考え方が示されています。基本的には、住民に身近な行政については、補完性の原則に基づき、可能な限り地方にゆだねるということですが、まず①として国、地方の役割分担の最適化、②として国と地方を通じた政策展開や行政運営の最適化、効率化、③番目がガバナンスの確保という考え方を踏まえて、2の改革の枠組みのところに示されていますが、9ページの(6)に、各府省において今自己仕分けを行っており、これに対して地方からもこういった権限については国のほうに、国から地方によこすべきだということで要請はしておりますが、現在自己仕分けということで各府省のほうでこういった業務について地方のほうに権限移譲できるか検討しているところで、実際に地方に権限を移譲するとなれば、財源、そして人の問題等もあります。それについては、8ページの(4)、財源・人員の取扱いのところに書いてありますが、こういった仕組みで国から地方に金と人を移譲するかということについて、これから、検討されると理解しています。

○加藤副座長 よろしいですか。まだこういう手順でというところが、あるいは基本的な考え方が示されたというところで、この後具体的な制度設計というような段階でちょっとわからない面も多いと思うのですが。

では、佐々木委員、よろしいですか。

○佐々木委員 それでは、二、三質問させていただきます。大綱に書いてありますことは、国民が一人一人自覚を持ってということ、国民に求めるものが結構多いのですけれども、これをどういう形で、この会議から各市町村へおろして行って、各市町村から住民の人たちに理解してもらうのかといういわば具体的な行動計画がみえてこないというのが1点。私達、生活者である国民一人一人がこういうふうに国が変わっていくのだということを実感できないと、何のための大綱なのかということになると思います。

それから、とても細かいことなのですが、介護保険等に関して別紙1についても質問させていただいてよろしいですか。別紙1を見ますと、従うべき基準という表現が出てくるのですが、これは表現が変わるという意味でよろしいのですか。何々に関する基準というのが従うべき基準に変わると解釈してよろしいのでしょうか。

あと、例えば社会福祉法人の定款の認可等について、市に移譲するというところで、当該市の区域を超えないものに限り云々とあるのですが、この市ではないもの、町村については今までどおり県が管轄するのかとか、具体的なおわりはわかりなんでしょうか。

○工藤副部長 まず1点目の国民あるいは住民への周知ということなのですが、非常に重要な観点だと理解しています。地方分権がなかなか進まないのは、国と地方の権限争いという形で見られがちで、住民サービスにどう直結していくのか、あるいは住民の負担がどのようになっているのかという住民本位の説明というのが当然なされるべきだと考えていまして、県としてもこれまでも様々な機会に権限が、あるいは財源が地方に移譲されることによって少ない負担で、より住民本位に立ったサービスができるという説明は心がけてきたわけですが、そういった説明については今後とも必要であろうと考えています。大綱の内容につきましては、各広域振興局にもお知らせしていますし、市町村は市町村でそれぞれの立場で内容を把握し、個別に検討されていると理解しています。今後、地域主権戦略大綱を進めるに当たり、佐々木委員からお話のありました視点というのが最も重要な部分だと考えていますので、そういった観点からのわかりやすい説明をさせていただきたいと考えています。

別紙1の従うべき基準のところですが、国の法律等で、義務付け・枠付けというものがあり、その範囲内で県あるいは市町村が一定の基準をその中で定めるという仕組みが多数あります。そういった義務付け・枠付けということではなくて、これは地方のそれぞれの実態に合った、例えば東京都ですと、保育所の設置に当たっては所要面積がいろいろ事細かく規定されているために、なかなかスペースを確保できなくて、保育所の建設が進まな

いという実態等もあります。そういったことについて、地方にゆだねるということで義務付けということではなく、一段弱い参酌基準、従うべき基準ということで、少し地方の考え方を踏まえて、一定の範囲で自分たちの考え方を取り入れられるような基準にしていくということでご理解いただければと思います。

3点目の市と町村の関係です。別紙2で基礎自治体への権限移譲の具体的措置ということで、すべての市町村へ移譲する事務と市にのみ移譲する事務ということで区分されて記載しています。市の場合は、人口規模、人口要件等があり、一般的には町村よりも行財政能力が高いと考えられておりますので、市のほうにより多くの仕事をしていただくという趣旨です。そういったキャパシティーがあるという前提のものです。町村が担わない事務につきましては、やり方はいろいろあるのですが、基本的には県がそれを補完してやるという方法と、もう一つは町村同士が連携してその業務に当たるといった方法等もあります。そういったことについて、これからどういう方法が望ましいのか、関係する県、市町村でいろいろ議論する必要があると考えています。

以上です。

○加藤副座長 では、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木（重）委員 意見なのですが、戦略大綱に対する意見、要望ですが、今回の大綱の中での一括交付金と地方の考え方を重視するという基本的な考え方、私は大いに評価すべき点で、大きな期待を持っているところです。

我が町の今年度の歳入の状況ですが、歳入全体ではおおむね47億程度です。この中の地方交付税が30億弱で、これが大半を占めるわけですが、62.6%。補助金であったり国庫支出金等が2億4,000万、5%。あるいは町債や県支出金等を含めこういったものを合わせますと、依存財源40億を超すわけで、84.8%、約85%が依存財源、頼らざるを得ないという状況になっております。県内におきましても、我が町が特別ということではなくて、過疎の小規模町村であれば、おおむねこのような状況ではないのだろうかと思うわけですが、普通交付税につきましては、これまで過去を振り返ってみますと、平成10年あるいは12年、この辺がピークで、当町におきましては平成11年度36億円余りの交付税をいただいております。それが平成13年度から交付税改革等により、三位一体改革等で大きく落ち込んで、平成16年度には27億程度まで落ちました。36億が27億まで落ち、平成11年に比較しますと5年間で75%ほどまでに落ち込んだこととなります。その後平成20年度、21年度、この辺で増やしていただき、平成21年度は29億超になったわけですが、依然として非常に厳

しい状況が続いており、もとは戻っていない、そういった中において今回の大綱の重要な点として一括交付金が挙げられるわけです。地方の自主性を尊重する、あるいは従来のひも付き補助を地方に自由に使えるようにする、これは評価すべき点であると認識をいたしております。

しかしながら、どのような配分方法をとるかということは、まだ明確に示されていないわけです。この配分方法についても、これまでの基準をできればしっかり変えていただきたいと思うわけです。どちらかといえば、これまでは効率性を重視する人口の多い地域、人口密度の高い地域は有利であったわけです。これまでのような画一的な配分方法であれば、当町のような過疎の小規模町村は不利な額になるであろうと思うわけです。例えば道路を通すということになりましても、道路を通すときの基準、 B/C が幾らだと、1以上でなければならない、そういった費用対効果等を考えますとどうしても劣ってくるわけですが、道路は費用対効果、数字だけであらわせるものではなく、 B/C だけでの基準で判断していないとはどこに行っても言うわけですが、実際はそんな状況だと認識をしております。我が町のような道路状況を考えますと、病院に通院する、あるいは救急患者等を見ても、久慈であったり、県立中央病院であったり、どちらも1時間半も要するわけで、そういった中における道路整備、大変重要なものです。この B/C 1以上ということであつたものを、1前後という理解にならないかと思うもので、高いところはもういいのではと思うわけです。むしろ低いほうに配慮すべきだろうと。そういった一つ一つ、道路のみならず様々な基準を大きく変えるという発想になっていただければと思っております。

我が町のような過疎と言われる町村、全国の、国土の面積の57%が過疎と言われる地域でありますし、そういったところに住む人というのは1割もいないわけでありまして、1,000万人、8.数%、そういった57%もの国土を8%程度、1割にも満たない人口が今後も維持管理していく、大変無理な状況にあるわけですが、こういったところが食料もしっかり生産し、環境も保全し、エネルギーまでつくる力があるわけですので、そういった点も深く認識をしていただきながら、山村に対してもっと手厚い配慮をお願いしたいと思っております。現行の条件不利地域等に配慮した仕組みを考えるということでありまして、この点をぜひお願いしたいと思うものであります。

また、緑の分権改革につきましては、私も今推進委員の一人として参加させていただいております。これらにつきましては、ご存じのとおり、クリーンエネルギー等、地域資源等を活用する、あるいは山村が持っている機能を最大限活用する、そして地域の活性化を

図る、きずなの再生を図る、地産地消型の社会、地域の自給力、創富力を高める、ということを目指しており、我が町が長い間取組んできたことです。今我が町葛巻、ミルクとワインとクリーンエネルギーのまち葛巻をうたっているわけですが、以前は私はいつもいろいろな会合に行きまして、我が町には高速道路もありません、線路もありません、温泉もありません、スキー場もゴルフ場もありません、何にもない町なのですと、そう言っていたわけですが、町が持っている多面的な機能を活用する中で、風車を回して電気を起こす、ヤマブドウを活用してワインをつくる、酪農の町を進め、牛がふえた、糞と尿も余るほどある、それらを活用したバイオガス発電をする。駄目なものを活用しながらのまちづくりであったわけですが、町が持っている多面的な機能を活用しながらのまちづくり、こういった取組みをしている中で、今年間で50万人を超す方々が町に来てくださり、交流人口がふえてくるという状況です。今回の大綱の中でも、そういった改革のモデルとなるような組織を構築する、あるいはそういった組織、団体を増やすということもうたっておりますので、先進的に、先駆的に取り組んでいる自治体、町村に対しては、ぜひ手厚く配慮していただければと思うわけです。

手厚くしていただくということにしましても、山村ではいつまでも待っているという現状でもないのです。我が町は今、高齢化率が37%を超えました。その中で、1次産業を基幹産業としながら、食料を生産しながら、山づくりをしながら、環境保全しながら、さらにはエネルギーまでつくる、そういった取組みをしているわけですが、高齢化率が上がる中で5年も10年も待ってられないわけですので、何とか早い時期に改革が進められ、山村が生き残れるような、永続発展できるような改革につなげていただきますよう、知事さんからも特段のご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○加藤副座長 時間の都合もありますので、順次まず意見をお伺いしてまいりたいと思います。

それでは、田島委員、お願いいたします。

○田島委員 田島です。それでは、幾つか感想をお話ししたいと思います。

地域主権戦略大綱の目次を見ますと、これまでいろいろと地方分権改革、もう十五、六年やってきたと思うのですけれども、そこで議論されたことが、課題になっていることに網羅的に出てきていて、これまでの議論を踏まえたものなのだろうということはよくわかります。そういう意味では、新聞各紙の社説を調べると手厳しいところがあり、ちょっと骨抜きになったのではないかと、そのようなことも多く指摘されております。具体的に

は、出先機関を中央官庁に任せてできるのかどうかというようなことも触れておりますけれども、そういうことは政治手法でやってもらうということで抜きにしても、それなりに内容的にはいいのではないかと思います。

ただ、国民的目線で見ますと、先ほど佐々木さんからお話もありましたように、これは地方自治体というか、住民というか、その辺を主体として国のあり方を変えていくということですので、住民が地域主権何ぞやということが理解されなければならないと思います。この言葉は、民主党政権になって出てきた言葉で、この構成と概要を見ても地域主権改革の定義があるのですけれども、地方分権の定義とどう違うのだという差別化が余りできていないと思いますので、地方分権改革と地域主権とは違うのだと、イメージが違うのだというところをもう少し鮮明にして理解してもらったほうがいいのではないかと思います。

あとは、細かな点になってしまうのですが、これから権限移譲の問題、国の出先機関の原則廃止の問題と、いろいろ出てきます。これをやっていくのですが、小さい市町村にとって、今集中改革プランで相当財源も人員も切られております。その中で、小さい自治体ほどこれまでも広域連携をたくさんやってきたというところがあるのです。政府も総務省を中心にそういうことを検討しておりますけれども、受け皿をどうやってこれから県、市町村レベルで作っていくのかと。2年とか、早くやるのだったらどうやって、そういう整備をしていくのかということと、県も国の出先機関の廃止ということになりますと、これは県事務所で国がやっている場合もありますし、あるいは東北地区とかブロック単位でやっている場合もあります。そうなりますと、ここにも提案されておりますけれども、広域連携の話、県は余り得意なようで苦手なのではないかと思うのですが、北東北3県はそれなりにやっていると思いますけれども、東北ブロックという話になるとほとんど連携は行われていないと思いますので、これから県として広域連合を含めてどうやって県レベルの連携を考えていくのかというあたりも、これから喫緊の課題になってくると思います。

ともかく県はそれなりにやってくれると思うのですが、市町村のほうは人が減っています。それから、高齢化しています。私も調べたことがありますけれども、20代、30代の職員が少なく、40代、50代が多いわけです。10年後にどうなるのだという心配もあります。そういう状況の中で権限移譲をもっとやるのだと。それは、やること自体は考え方として正しいと思うのですけれども、どう受け皿をつくっていくのかということ、市町村合併というのは一つ区切りをつけたわけですから、これからは広域連携という形でどうやってい

くのかというあたりを、住民も含めてこれからコミュニティーの役割とか、恐らく住民の役割も出てくると思いますので、市町村単位、地域でじっくりとした議論をやらなければならないという感想を、やるのだったら特に喫緊の課題として必要なのではないかと思います。

以上です。

○加藤副座長 ありがとうございます。

では、中村委員、お願いします。

○中村委員 中村です。私も民間の立場として、単純にこの大綱のお話を伺って、非常に民間に近い形で地域が動いていくのだなというのを実感して見させていただきました。ただ、今のお話も伺って一番の感想として思うことは、それぞれの地域で決め事が多くなると、地域間格差というか、隣の地域との違いというのが非常に出てくるのだろうな、だからこの自治体間連携とか道州制というのが非常に必要になってくるのだろうなというのが単純に思いついた感想です。

そこで、一番必要になってくるのは、私もいろんな面でかかわらせていただいていたのですが、多分人の判断というのが重要になっていくのだろうなと考えたときに、人材の育成という部分に関して、地域主権を主導していく上で必要になっていく課題なのかなというのが、これを見させていただいて単純に民間の企業人として考えた意見です。地域の一つ一つが、会社の社長と同じような役割を担っていると思いますし、今後もそれが必要になっていくと考えたときに、人という部分に関しては、今以上にそれぞれの判断が重要になっていくというところが、見えない課題として今後出していかなければいけないのかと感じました。

すみません、簡単ですが、一つ意見として出させてください。ありがとうございます。

○加藤副座長 では、平木委員、お願いします。

○平木委員 地域主権戦略大綱に対するマスコミの評価が大変厳しいということは、田島委員が先に説明してくださったので詳しくは言いませんけれども、何とか参議院選前までに大綱として整えて発表した、閣議決定したという、有識者の中で極めて好意的な表現で言う方は、一歩前進だねと、その程度です。中身については、こういう方向でやるというのは今まで自公政権下及び政権交代後、民主党政権のもとで、地域主権という名前でやってこられた、その方向性が、こういう形でまとまったということは確かに一歩前進だと思います。ただし、中身は全部抽象的な表現にとどまっていて、先ほど座長及び加藤副座長がご説明くだ

さったように、実際にこれを実行していく、それで制度を整えていく、それから本当に地域主権の名にふさわしい、鈴木委員がおっしゃるような、本当に地域の実情に合った中身に改革していくというのは、全くこれからの作業だと思って私たちは注目していこうと思ってい

るところですが、一つ非常に懸念していることがあります。民主党の今の内閣の中で、民主党政権は「地域主権は一丁目一番地」という表現でスタートしたわけですがけれども、地域主権改革は、外交などは別として、国内のすべての行政の基本の一つであり、地域主権を基本に経済産業行政にしろ、何行政にしろ、変えていかなければいけないのに、そういう共通認識になっていないように思います。政府の中で、政治主導と言いながら。本来、地域主権改革というのは現政権のもとでの完全に横割り・最優先のテーマであるはずなのに、総務省が担当している縦割りテーマになっている気がします。その辺を非常に懸念しているので

す。例えば今度の選挙で出てきたように、消費税の問題もありますけれども、税制の抜本改革を考えるときには国全体の財政のことと同時に、地域主権改革に照らしてどういう税制にしていくか、地方の自主的に使える税財源をどう整えていくかという、そういう観点で考えなければいけないけれども、今回の消費税の議論を聞いていても一言もそこでは地域主権改革という言葉が出てきていないように思います。

それから、例えば子ども手当の問題。子ども手当はいろいろ議論のあるところですがけれども、ここにも書いてあるように、本当に必要な、国民全体にとって、国の少子化・子育て支援対策として、これは最低限国民全員に対して必要だという、各世帯に対して必要だというのならば、そういうものを国が一律で現金給付するのは国の役割だと思います。生活保護がそれですがけれども。それに対して、来年度からさらに1万3,000円積み増して2万6,000円にすることになっている、それがマニフェストだったわけですが、それがどうもできないとなったならば、サービス給付にも使えるようにしましょうと言い出しています。サービス給付というのは、地域に密着した市町村がやることであって、そのための地方の税財源を確保・充実していく、そういう税制にもしていかなければいけない。それなのに相変わらず国がみんなにお金を配って、サービス給付に使ってもいいですよと言っているわけですが。それは地域主権改革というみんなが当てなければいけない物差しから外れているのではないかと、政府の中、内閣の中で指摘する人がだれもいないように思います。そういうことを考えていくと、大綱はまとまったけれども、本当に今の内閣が地域主権改革を地域のためになるように進めていくかどうか、期待しているだけではいけないと思います。

達増知事は民主党籍をお持ちの知事でいらっしゃいますし、総務省の地方行財政改革検討会議のメンバーであられる。全国の知事の中で達増知事には、党と政府をしっかりと動かして、少なくとも閣僚たるもの全員、地域主権改革という観点できちっと自分たちの行政を改革してってください、と強く働きかけていただきたいと思います。

実は、先ほど私、午前中ちょっと県庁にお寄りして、ちょうど今日、知事が定例会見をやっておられたので、1階の県民ホールでテレビ中継を見ていました。今、政府は来年度予算に向けて2兆円の特別枠を設けて各省庁で成長分野のための知恵を競わせようとしている。知事は、そんなことにするのならば、その2兆円を地方によこせと。地域で産官学連携などをしながら新しい産業を興していったりする、そういう知恵は自分たちのほうが持っているのだと話しておられた。大変心強くテレビ中継を見ていました。そういうことも含めてぜひ先頭に立っていただきたい。

今回のテーマはこの会議に出るに当たってずっと頭を悩ませてきて、結局悩んだままなのですが、これをどういうふうに、先ほど佐々木委員もおっしゃった、県民共有のテーマにしてこういうものを実現していこうということに持っていくのか。この会議の議論など、私たちも加わらせていただいて、どういう運動にしていくのかと。結局答えが出ないまま、それは多分これがまだ抽象論にすぎないからだと思いますが、答えが出ないままこの会議に来てしまった次第です。やはり、国がこうするから、こういうことになっていますという説明だけでは県民はだれも納得しないと思います。モデル自治体という言葉も出ましたけれど、こういう地域主権とか地方分権というのは自ら勝ち取っていかなければだめだと思いますので、それをどう県民の方々一人一人にけしかけていくかという、そういうことになるのかなと思いつつ参りました。

○加藤副座長 それでは、ここで一旦一区切らせていただきまして、これまでのご意見も踏まえて座長から所感をいただきたいと存じます。知事、よろしくお願いします。

○達増座長 皆さんからご意見をいただきましたけれども、やはり私が気になっているところ、私が疑問に思っていることなどを指摘、あるいは質問していただいたのではないかと思います。

岩手あるいは地方から地域主権について論ずる場合には、地域の側から、地方の側から見ていく主体性が必要なのだと思います。地域住民の願い、思いとか、希望とか、あるいは必要性、要望とか、そういったことが行政を通じて実現されていくところ、場合によっては行政を通じなくてもいいのですけれども、そこに地域主権というのは実現するのであ

って、そういう仕組みをつくっていくことが地域主権改革なのだと思います。県で言えば、道路をつくったり、河川改修したりするときも、地域住民と相談をする場があり、それでこういうふうに改修してほしいとか、ここはちょっと迂回したほうがいいのか、住民の意見がきちんと行政に反映されていく。自殺対策でも、地域のボランティアの人や、自殺対策サークルの人たちから様々な意見を聞きながら、行政もそれに取り組んでいって、事業としてどんどん進んでいく、そういうことが地域主権の実現なのだと思います。国民主権と言いますが、国民はイコール住民でもあるわけで、国民があるときには自由に住民としての主権を発揮できれば、そこに地域主権が成立しているということなのだと思います。ですから、細かく見ていくといろいろ、補助金一括交付金化も会計検査院がチェックするという、あたかも国のお金のごとき扱いがあるとか、本当に自主財源になるのかとか、あとここには書いていないのですけれども、ブロックごとに何か省庁の縦割りを反映させたような額の決め方、使わせ方のようなことが議論されていて、本当は福祉にも使えればインフラ整備にも使え、あるいは教育にも使える、そういう何にでも使える自由度が一括交付金化ということの趣旨だったはずなので、極力そういう方向に持っていくように地方のほうから声を上げていかなければならないと改めて思いました。

緑の分権改革については、いい発想だと思いますので、岩手は特に緑の分権改革に昔から取り組んでいる地域でもありますので、これはこの方向性でどんどん進めていければいいと思っています。

○加藤副座長 それでは、事前に申し上げましたとおり、公務のため知事はここで退席させていただきます。

それでは、議事を続けさせていただきたいと存じます。一通り外部委員の皆様からご意見伺いました。ほかの委員の意見も伺いながら、何かさらにつけ加えるべきこと等ございましたらお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。あるいは外部ということではなくて、県の委員ということになりますが、藤尾委員なり菅野委員、ございましたらお願いします。

○藤尾委員 佐々木委員、田島委員、平木委員のお話にもございましたように、県民共有のテーマにしていくということが一番大事なことだと思います。第1点目、言うなれば、県民がこういった地域主権改革というのが最も必要なことなのだとすることを現実の課題に照らしてみんなが共有できるというところが必要だと思います。改めて申し上げるまでもなく、このペーパーを見ると、2ページには地域の住民が自らの住む地域を自らの責任でつく

っていくという責任の改革だとか、次の3ページにもございますように、1の取組の意義等のところで、地方公共団体自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていく必要があるといったような、責任と主体的な行動というものを前提にしてこの大綱はつくられているのですが、そういうことであればあるほど、県民全体に浸透させていくことが一番必要なことだと思います。そうしたときに、県の立場として一番必要なことは何かというと、具体的にこの地域主権改革というものが実現したときに、現状がどのようになるのかといった、シミュレーションのようなものを具体的に示していく必要があるのだと思います。さまざまなケースにおいて、国が言っていると通りの地域主権改革を進めれば、具体的にこうなるのだということを示していくならば、県民の納得感というものも上がって、自らの行動にも生きてくるのだと思います。

第2点は、地域主権改革は地方分権という形で我々もさまざま取り組んできたところで、理念では、みんながわかっているという前提でさまざま具体策を進めてきましたけれども、実際は、例えば権限移譲でも進んでいる団体とそうでないところがあります。現実的になぜ進むところと進まないところがあるのかとか、これまでの取り組みにおける反省点、課題といったものはこれから地域主権改革を具体的に進めていく上では、その課題解決に向けた改良・改善点が是非生かされるべきだと思います。そういう中で、さっき知事が言ったように、何ゆえに進まないのだ、これはこういう問題があるからだ、それは意識だけの問題では当然ないわけで、進めるための諸条件を整備するところから地方の側が具体的に声を上げていくことにつながっていくと思います。

○菅野委員 総務部長でございます。以前、三位一体改革のとき、私は財政を担当しております、あのとき非常に感じましたのは、分権改革といって県に財源と権限が増えたように見えても、実はそれは必ずやらなければならない財源と権限であったと。先ほどお話のありましたとおり、教育ですとか、福祉ですとか、いわゆるナショナルミニマムとして絶対やらなければならないこと、先ほど平木委員からもご指摘ありましたが、いわゆる給付的なものについて、これは地方公共団体に幾ら権限、財源が増えても、実は地域主権とは全く別物になってしまうと。むしろ先ほどお話のあったとおり、地域がその地域の実態、特質、葛巻町長がおっしゃったように、特徴に基づいてどう住民にサービス、特に現物サービスを提供していくか、これが恐らくそれぞれの地域によって差異が出ることは当然だろうと思います。ただ、教育や福祉、保健や年金、そういったものについて差が出てはいけないと。それは、国の役割としてきっちりやってもらう。そうした上で地方は地方としてそれぞれの資源を生か

すものをどうやっていくか、そこは恐らくこの大綱とは別に我々が今でもできることではないかと思っています。これはさらに後押しされるのだと思いますが。したがってそういったものを葛巻町長のように一つ一つ積み重ねて、地域の方々にそれぞれ地域の主体の行動としてどうみずからの生活にはね返るかということを実感していただくということから地域主権改革を始めざるを得ないかと。先ほど藤尾委員が、どうしても差異があるということをおっしゃいましたが、県なり市町村は、それぞれが地域をどうとらえ、資源をとらえて、やることをまずやってみるといふ積み重ねが非常に大事だという感じは持っています。なかなかこうすればいいということが出なくて申しわけないのですが、そういう感想を持っています。

○加藤副座長 一通り意見を伺ってまいりました。様々な意見をいただきましたが、問題意識等、共通した意見もあったかと存じます。一番浮かび上がってきたものとして、今後住民あるいは国民に対する浸透、意識の共有をしっかりと図っていかなくてはいけない、そういう中から今後の進み方が見えてくるのではないかという意見が多かったと思います。こうした、住民へどう浸透させていくか、どう地域主権の姿、その必要性をわかっていただくか、そして推進力をつけていくかということ、極めて本質的な問題だと思います。これにつきまして、これまでのご意見等も踏まえ、ほかの方々からご意見等ございましたらお願いしたいと思っております。

小野委員。

○小野委員 いろいろ話を聞きながら勉強させていただきました。先ほど田島先生も言っていましたけれども、地域主権と地方分権の違いということで、今までは要するに二重行政とかそれぞれ無駄な部分や重なっている部分を合理的にもっと詰めていって、それぞれ行財政をきちんと立て直していこうという考え方で進んできていたのが、いきなり地域主権という言葉にすりかわったときに、果たしてこれについて、我々が納得できるか、共有できるかという疑問が一つありますので、各地域に委ねるといっても、特に岩手の場合はほとんどが過疎地域で、葛巻町があったり、一関市があったりという地域格差もあり、全国レベルから見るとこれからどんどん人が少なくなっていく、そういう自治体の中に主権を置くことが一体どういうことなのか、その辺はきちんと理解をされないと、地域主権という言葉だけに踊らされて、本当に無駄を省くということが実施されるのか、それとはまた違う意味で住民に責任を押しつける形の地域のあり方を模索していくのかという部分がわかりづらくなっているような気がします。

我々、もともと地域で安心して暮らせるということが一番大事で、地域に働く場があって、住む場所があって、そこに家族と一緒に住めることが大切だと考えています。一つは対話ができる政治のあり方、もう一つは、お金の使い方ということになってくるのでしょうか。けれども、その仕組みや自体がごちゃごちゃすると、本当に変に地域住民はこうしなければいけないのだという責任の転嫁のような部分が出てきます。基本的には国のあり方とか、システムとか、そういうのに左右されず、県としてはどうしたいと思っているのかをはっきりさせていく必要があると思います。合併させてみたり、今度は地域主権だと言ってばらばらにしてみたり、道州制にしようと言ってみたり、連携しろと言ってみたり、すごくわかりづらいなと思うのですけれど、皆さんどうでしょうか。

○加藤副座長 国として、全体をどうするかというのは正直わからないところがあると、私もこの地域主権戦略大綱についてはそういう感想を抱いています。権限移譲するなり、あるいは義務付け・枠付けということで、基礎自治体優先でいろいろ権限をおろしていこう、そこが実行決定できるようにしていこうということなのですが、途中の段階でもご意見いただきましたが、全体としてはどうするのか、それこそ本当に合併なのか、広域連携なのか、あるいは道州制なのかということは、いろいろそれぞれの要素は散りばめられているのですが、全体としてどうしようかというところはちょっとなくて、そこは置いて、おろすものはおろしていこうと。やや自治体連携とも書いてございますが、ここのところも、非常に抽象度が強い全体の中で、さらに抽象度が強い書き方になっていますので、この辺はむしろ今の段階ではこういうことなのかと思うのですが、国のほうにもっとこの辺のところを明確にしていくような働きかけをしていく必要があるのではないかと考えています。住民への浸透の話もございますし、今の話でも結構ですが、いかがでしょうか。

では、平木委員。

○平木委員 小野委員のご意見に対する続きなのですが、参考になりますか。私、自公政権下の地方分権改革推進委員会の議論の様子もずっと見てきましたけれども、民主党政権になって地域主権と言って、大きく変わったのは、それは地方への税財源移譲ということと言わなくなりました。地方の側の意見も少しばらついていて、税源移譲を単純にしまうと税源のもとと無い地域もあるわけですから、地方の格差が広がってしまうという、やや腰の引けた議論が全国知事会の一部で出たりしていたのですが、民主党政権になって税財源を移譲するということと言わないです。そのかわり、ひも付き補助金の一括交付金化と言っていて、これが何なのかというと、やはり省庁がいろいろ関与してきそうな気配なものですから、それ

もまた懸念される場所なのです。

もう一つ、流れからいうと、自民党政権下の地方分権改革推進委員会の勧告内容を自民党政権が即実現するだけの力を持っていなかった。だけれども、民主党政権は、それをやりますよといって、義務付け・枠付けのところなどはずっとそのまま引き継いでいます。引き継いでいて、悪い点まで引き継いでいて、それが佐々木委員が先ほどおっしゃった、この権限は市に渡しますと、町村とは書いていないとか、政令市と特例市に渡しますとか、そういうのは前の地方分権改革推進委員会のときの勧告内容から引き継いでいるような感じだと思います。こういう考え方はやめてくれないかなと思います。基礎自治体が一番大事で、一番身近な基礎自治体にやってもらうのだというのなら、市にとか、政令市にとか、そんなことを言う必要はないのであって、全ての市町村に、でいいわけなのですが、その能力がないではないかとか、受けとめる能力がないではないかといった、いつもながらの中央官僚の物の見方に引きずられている。その辺でいろいろと不満があります。、当時の不満がそのまま残っているという感じがします。

ただ、もっと基本的に言えば、これはやはり国と地方自治体との、地方自治体ということはいわゆる団体自治の、その団体との間のことであって、住民の視点から議論して地域主権改革をやっていくのだという「住民」という言葉が余り出てこないですね、この大綱を読んでいても。その辺を厳しく指摘する識者もいます。この大綱に出てこない言葉は、ほとんど出てこないのが「住民」と、一つも出てこないのが「総務省」で、総務省と自治体との関係は何も変えるつもりはないみたいだよと皮肉なことを言う識者もいます。参考になるかどうかわかりませんが、やはり我々は岩手県の市町村の住民をベースに、本当に良い形にしていくためにはどうしたらいいか、どう変えさせていったらいいのかということを考えなければいけないのだろうと、そういう視点で議論していかなければいけないのだと常日頃思っております。

○加藤副座長 ありがとうございます。

主権者たる住民への意識の浸透、共有という観点からまたちょっと議論が広がってきたかと思うのですが、ご意見いかがでしょうか。あるいは今平木委員が申し上げたような内容についても。私聞いて思ったのですが、平木委員の場合にはかなり権限移譲について区分をせずしっかりおろすべきだということでございましたが、田島委員はむしろ行革という中でどうしていくのだというのも課題だという意見もあったかと思うのですが。

○田島委員 そういう意見もありますし、最近民主党で事業仕分けをやっていますよね。私、西

根病院の改革の検討委員をやっている、ベッドの無床化で、70%稼働していないベッドをなくすという話があり、よく聞いてみると、地域の人たち、農家の方というのは血糖値が500でも600でも通える限りは通ってしまうらしいのです。入院しないのだということもありました。それを聞いていて、思ったのですけれども、事業仕分けというのはカット、カット、カットの話ばかりなのですが、事業を見直すというのはニーズも見直していかなければいけないのかなど。そういう意味では、補助金の一括化か何かが行われて、それを地域でできるようになるということならば前向きに見られると感じているのですけれども、果たしてそうなるのか私にもわからないところです。

加藤部長がお話しされましたように、私は学問柄、どうしても行革になってしまうので、非常に周りから嫌われているのですけれども、これ見たときに、さっきもお話ししましたけれども、本当に自治体これからできるのかなと率直に思いました。なぜかといったら、地方自治体、住民との問題もまだ解決していませんから、これから住民とどうやって役割分担するのだと、今コミュニティの話とかいろいろやっていますよね。協働型社会だとかいろんな模索をやっています。そういう段階でまた上から権限移譲だという話で来たときに、果たして自治体はどうするのかと思ひまして、そうすると行革の話になってしまうのかなと感じたので。

○加藤副座長 非常に悩ましい問題という面もあるかと思います。

○田島委員 いろんな側面があると思います。

○加藤副座長 その辺、例えば市町村の立場で鈴木委員いかがでしょうか。いろんな仕事があるという面と、ウエルカムな面と、なかなか大変だという面と、両方あるかと思うのですが。

○鈴木（重）委員 両方あるわけでありまして。この権限移譲、数字だけでもないと思うのですね。何百件だからどうだ、だから進んだ、数が少ないからその町村は意識が低いとかということでもないだろうと思います。この権限移譲、取り組んでからもう時間もたつわけでありまして、ここらで一回検証することも必要でないでしょうか。進んだところはこんなに良くなって、本当に住民がどの程度どうなったのだ、それもしっかり検証する。受けた側も、それから、移譲した側も、このことによって本当にスリム化しているのかどうか、半分出して半分減ったということになっているのかどうか、ねらいどおりであったかどうかという、そういう検証をしながら、成功例もしっかり作りながら、そしてモデルとなるようなモデルケースをつくっていけばいいだろうと思います。

それと、地域づくり、特に山村なわけでありまして、合併だけを進めるということでも

なく、合併に関しては一段落したわけでありますが、岩手らしさをしっかり出しながら、というのは地域が持っているそれぞれの機能、資源があるわけですので、そういった機能、資源を活用しながらのこれまたモデルとなるような市町村を、いわゆる成功事例になるようなものをしっかり早い時期につくる。そして、実証展示をしていくということをぜひやっていただきたい。画一的な地域づくりではなくて、それぞれの地域が持っている機能、持っている資源、多面的な機能、そういったものを活用しながらの地域づくりのモデル事例、成功事例、ぜひ画一的でなく考えていただきたい、そういったことを常日頃思っております。

○加藤副座長 先ほど市町村というか、平木委員、田島委員の間では、市町村がいっぱいおりにてくるという面と大変だという面、ある意味意見も同じような面があるかと思えます、この中では。出先機関の廃止とか進んだ場合の対応、あと先ほど田島委員からもございましたが、では広域連携でやるのかとか、そういう同じ面があるかと思ひまして、県としてもある意味進むのは全体としてはウエルカムなのですが、実際どう対応していくかというのは非常に悩ましいところですし、我々も現実の問題としてどうしていくかというのをしっかり詰めていかなくてはいけないなと思っております。

○田島委員 いろんなパターンがあるかと思うのです。連携するにしても、恐らく県事務所単位でやっているものだったら県でいいかもしれないし、全体でやったり地方でやっている場合もあるし、いろんなパターンがあって、それをいずれ考えていかなければいけないのでしようねという話だと思うのですけどね。

○鈴木（重）委員 何がどうよくなったかというのをやっぱり示して見せないよ。

○田島委員 具体性がないので、ただ単に廃止しますということだけですから、原則廃止したときどうなるかが見えませんが、その辺が見えてくれば少しは具体的になるのではないかなと思うのですけれども。

○加藤副座長 その辺はイメージなりきちっと示さなくてはいけないという、そのとおりの面があるかと思うのですが、この地域主権戦略大綱がある意味本当に手順の提示ということになっているものですから、行政に対する文書的なところがちょっとございまして、行政というか、政府内、さらには地方自治体向けということで、先ほどからの話にもあるのですが、住民に向けてこうよくなります、だからこういうふうにするのですというような、その部分というよりもこうやっていきます、あるいはこういうことをやっていきたいのですということで、なぜこうやるのか、それでどうよくなるのかというところはちょっと飛んでいるとい

うか、あるいは今後の課題なのかもしれませんが、そこがないと、ちょっと議論が抽象的になってしまって、我々というか、政府内、あるいは地方自治体の担当者から見れば、その部分はある程度意味はわかるのかもしれないのですが、一般の人が読んでどうなのかなというか、非常に分厚くいろんなことが書いてあるのですけれども、では何が変わるのか、どういいういことがあるのか、本当にやるべきなのか、その辺の判断まで行き着かないというか、そういうところがあるのは確かにこれを通して見ると思うところはあると思います。この辺のところは本当に単なる内部というか、行政内部、あるいは国と地方という、そういう専門家の間の中での議論ではなくて、もっと国民的議論を喚起するという面では、この辺のところをもっとわかりやすくというか、どういう文章、どういう形になるかというところはあるのですけれども、示していく、それを広げていくという、そういう鋭意が欠かせないのかなと思います。

○平木委員 質問なのですけれども、鈴木委員に具体的に教えていただきたいのですが、例えば葛巻町では、とにかく自主財源をもっとよこせというのは共通の話ですけれども、権限で、具体的に例えばこの権限は今県が持っている、あるいは義務付け・枠付けで国が細かく条件をつけているとか、その義務付け・枠付け外してくれとか、あるいは県が持っているのを全部こっちへくれとか、葛巻町をイメージしながら伺うのですが、何が欲しいですか。盛岡市とか奥州市とか一関市など都市部は別に求めていないかもしれないけれども、そんな何か具体例を教えてください。それで、逆に言うと都市部は都市部で欲しい権限があると思うのです。本当は、県から盛岡にはこれは移譲する、葛巻にはこれを移譲するけれども、その他のところはそれぞれ要らないと言ったならば、県のほうにその事務事業が残ってしまうので、県のスリム化につながらない。そこら辺どうしたらいいとお考えでしょうか。

○鈴木（重）委員 特に望まないものといえますか、国、県にぜひ同じようをお願いしたいものは、教育ですね、子供の教育、教育には格差があってはならないと思います。小規模校であれ、あるいは1人の子供であれ、等しく教育の機会を与えていくということに対しては、国、県が同じようにしっかりやっていただきたいと思うのですが、高齢者福祉とか福祉施設、施設を考えますときにそういった施設の基準などは市町村に任せていただければ、今よりももっと効率のいい福祉行政ができるだろうなと思います。一つには、福祉施設を老健施設のようなものをつくる、そのときに今は個室にきなさいというような、そういった一つの基準がある。本当に個室がいいのか、そうでなくていいのか、あるいは面積も1人当たりいくらとか、あるいは医者が必要で、あるいは看護師が必要で、栄養士が必要で、管

理栄養士が必要です、いろんな食事等に対しても、それはそのほうがいいのかもかもしれませんが、食事一つ考えてみても、栄養士がカロリー計算をし、そして食事をつくる。全部食べればいいわけですが、食べないで返すケースだって結構あるわけです。そういったときに、本当にそういう資格を持っている人が必要なのかどうか。そうではなくて、春は山菜、夏は地元でできる野菜、秋はキノコ、冬はサケのおかずが1週間ぐらい続いてもいいのかもしれない。そう思ったりするのですが、そうもならない現状なわけなのですけれども、そういった老人福祉等に関しては1人当たり金額は幾らですと、その中でそれぞれが自由にやりなさいというようなことになったら、これは今よりもっと質の高いサービスができるのかもしれないと思います。医療等についても、やや似ているところがあるだろうと思います。

○加藤副座長 施設の基準については、確かに各論の中でかなり、先ほど佐々木委員からもありましたが、従うべき基準が非常に多くて、ほとんど従うべき基準ということになると、自由度が余り変わらないという面もございまして、これがこの地域主権戦略大綱の中でも各論の中で結構自治体関係者からは失望感というか、徒労感が大きい旨の感想が出ている大きな要因の一つではないかと思えます。

○鈴木（重）委員 そのことによって、その基準に合うような施設をつくるわけです。そうすると、月額料金が当然高くなるわけです。年金では入れないわけで、ある一定の所得のある、あるいは蓄えのある人しか入れないような状況になってくるのです。これは所得の高い都市部と同じような基準で建物をつくるわけですから、都市と山村のそういった施設を造る時の違いは地価だけの問題ですね、地価が安いというだけでして、その分程度しか安くないわけでありまして、それ以外もすべて自由にしてもらえたら、あるいは年金だけで安心して入れる施設を造れるのかもしれない。そのようにいつも思っているのですが、まず年金で安心してあの世に行ける、そんな社会でなければならない。そういう老後の安心がないのが今残念ですね。

○平木委員 葛巻町だったら、コンクリートで、廊下の幅はこうでというような、そういう施設でなくてもいいわけですね。小学校などもそうかもしれない。地元の木を使って、まさに食事というソフトの部分も先ほどのようなお話で。そうすると、盛岡市と葛巻町とでは、全国一律の基準でやられて、両方迷惑しているわけです。それぞれ自由にできるようになると県も楽になりますかね。2番目にちょっと質問したのは、例えば、こちらはAという権限を移譲してほしい、あちらはBという権限を移譲してほしい、こちらはBは要らないから県に任せておくということになると、県も困ってしまいますね。それで小さい町村は広域連携で

受けとめなさいというような話にもなっているわけで、そこら辺、県はどうされるのですか。

○加藤副座長 権限移譲の跛行性というか、そのでこぼこをどうするかというのは、非常にこちらとしても悩ましい課題です。今まで市町村の意向を当然重視しなくてはいけないということで市町村とお話ししながらやってきて、その結果としてでこぼこが生じてしまっている。ただ、でこぼこが生じてしまっているので、県としてもスリム化というか、県の側ですが、スリム化というメリットが実現していないというところも正直ございます。その辺につきまして、我々もちょっと整理が必要かなと思ってまして、先ほど鈴木委員のほうからもございましたが、権限移譲について数だけということでもいいのだろうかというご意見もございました。一度検証しろということでもございまして、我々も今までのやり方がどうだったのか、あるいは今までのやり方として今こうなっているということを踏まえて、今後どういう形で、例えばでこぼこを埋めていくのか、あるいは今後はどういう形で受け入れということをして市町村に対して働きかけていくのか、その際の受け皿をどうするのかとか、そういったことを考えて、今後の進め方を再構築していかなくてはいけないなど。かなりいろいろ先進的にやってきた結果、数は積み上がっているという面はあるのですが、今度はその中身、内容、質というか、あるいは相互のバランス、そういったことも追い求めていかなくてはいけないのではないかなと思ってまして、その辺は我々も課題として受けとめております。今後そういったことを詰めてまいりたいと考えております。

ほかにご意見いかがでしょうか。

○小野委員 今後の進め方について、今お話がありましたけれども、国の分権施策が、新しく地域主権になったということで、今まで分権推進会議ということで議論してきたことが、岩手県としては、地域主権という考え方と合致していくものなのか、また岩手県の分権推進というのはどのようにしていきたいと思っているのかという、その辺が議論にのってこない、単に国がこうだからこうだという議論だけになり、だんだん委員も減って、なかなか我々実際の地域に返ってくるものが見えないと思います。その辺のスタンスをもう少し詰められるような会のあり方を考えていただきたいと思います。

○加藤副座長 済みません、今回はちょっと日程がうまく合わなくて若干寂しい会議になってしまったのですが、今のは根本的なご意見かと思えます。この会議自体どうしていくのか、そういう中でどういう議論をお願いしていくかというのは、しっかりと考えていきたいと思えますし、ご相談させていただきたいと思えます。いずれですね。

国のほうは、地域主権という言葉、今使っているわけなのですが、本質的なところではその辺のワーディングの違いというところもあって、確かに分権推進ということと地域主権の推進ということで、どう違うのかなというのはなかなかわかりにくいところがあります。識者によっても言っていることが違うようなところもございます。

また、この前の全国知事会でも議論があったのですが、こういう政治情勢を受けて、今後はそもそも地域主権という言葉もどうなっていくのだろうという話もあって、地域主権というのは今の与党サイドのワーディングなので、野党サイドのほうは地域主権とかという言葉を使っているというか、そんな概念おかしいのではないかといった、そういうことを言う意見というか、議員もおられますので、今後は知事会としても地域主権という言葉はがんがん言っているのだからかという話もあり、今その辺は悩ましいところなのだと思います。ちょっと議論というか、当面進めるための法律自体が国会ではペンディングになっているという状況でございますので、その辺も見ながら我々の岩手県としての地域主権、あるいは分権の歩みなのかもしれないのですが、それをどういう形でやっていったらいいのか、そのための推進体制をどう構築していくのか、そこにこの会議としてどういう役割を期待して、どういう議論をお願いするのかということは、諸情勢を見ながら考えさせていただきたいと思います。

鈴木委員。

○鈴木（重）委員 時間も余りないわけではありますが、いずれ今回の大綱、これはこれまでになかったわけでありまして。地方、山村にとっては、私は転換の大きなチャンスだろうと思うわけですね。これまでは、どちらかといえば都市と地方というのは、取引、物、山村で生産されるもの、農山漁村で生産されるものを都市部に供給する、場合によれば人まで供給する、そんな取引だけで来て、そして今のような過疎、少子高齢化を迎えている、現状のような山村になってきたわけでありまして、これを今度は大きく変える、本当にチャンスだろうと思っております。そういう中において、議論を十分する、こういった考え方も大事なわけでありまして、改めるべき点は改め、そして速やかに実行に移していくように、ぜひ地方、山村から声を大にして国、地方に届けていかなければならない、訴えていかなければならない、情報を発信していかなければならない、そう思うわけでありまして。先般の参議院選挙においても、地方主権、これを前面に出してクローズアップされた選挙ではなかったわけでありまして。そしてまた、結果とすればねじれ国会の状況になり、今後の法案を通すことに対しても不透明なことはあるわけでありまして、しかしながら山村の現状というのも大変厳しいもの

がありまして、時間をかけて待っているというようなことにもならない。高齢化率もどんどん、どんどん上がっているわけでありまして、こういった過疎の地域が国土の半分を超しているわけでありまして、人口も10%にも満たないような状況にもなっているわけでありまして、民主党政権、トーンダウンしないように、何としても今知事を先頭に地方から早期に実現するように取り組んでいかなければならない、取り組むべきだろうと、速やかに実現できることを願っているわけでありまして。

○加藤副座長 ありがとうございます。非常に今後のことというか、今やるべきことということで意見がございましたが、ほかの委員、いかがでしょうか。

○藤尾委員 まさに地方、山村から声を出していくべきという、そのご意見に大賛成です。知事も地方から声を出していくということでございまして、地域主権改革が国と地方との間だけでいろいろやりとりするのではなくて、これは皆さんおわかりのとおりですけれども、やはり住民視点でこの地域主権改革が実現されればどういったことになるのかといった具体的なところを、もっとみんなが共有できる必要があるのだと思うのです。したがって、そのところを我々県としても具体的に出していく必要があるのだらうと思います。ただ、そのときに地域主権という考え方に沿って、国が決めたことをそのままなぞるのではなくて、現実的に市町村間の体力の差というのがある中で、具体的にどうしていくのかといったようなところの時間、手順というのは結構時間がかかるのだと思うのですが、そのところ、やはり我々一番地方にいてわかっているわけですから、実際これを進めたときにどういった手順でやっていけばいいのかとか、そういったことについてはどんどん国に対して、あるいは県に対して言っていかなければならんということだと思えます。また、喫緊の課題はこの人口減少下の中で自立した地域経済というものを打ち立てることですが、そのために、今みんなが一生懸命になっているわけで、こういった主権改革を進めるときにそういった課題にいかにか効率的、効果的に即効性のあるような形でさまざまな手だてが講じられるようになるのか特に、そのところをもっと具体的に示していく必要があると考えます。やはり地方さまざまですので、これらについてはそれぞれの地方から具体的な課題だとか要望だとか、どんどん国に対して上げていく必要があると思えます。したがって、今後の会議のあり方についてもそうだと思うのですが、この地域主権改革が地域に根差した形で本当にここに書いてあるようなことが実現できるためには、やはり具体的にさっき言ったようなことをこの場で議論して、どんどん国に対して具体的に声を上げていくべきと考えます。さっき知事も申し上げましたけれども、そういうプロセスを経ていくためにはやはりこの会議は必要な場だと

思いますので、今後そういう具体的な議論ができるように、恐らく事務局のほうではさまざまな素材を提供する手はずになっているのだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐々木委員 申し訳ございませんが、2点。一つは先ほど日程調整について加藤様のほうでもおっしゃっていたのですが、殆どの会議で委員のうちの何分のいくらが出席するので成立するとか、成立しないとかがというのがございますが、この会議にはないのですねということ。それぞれ皆様とても忙しくて、それでもやはり出席されたのではないのでしょうか。私も、新しい地域主権ということなので勉強させていただこういろいろご意見を伺いたいと思ひて出席しているわけなのですが、本日の場合は、その辺の日程の調整というのはきかなかったのだろうかという素朴な疑問がございます。

それともう一つ、先ほど鈴木委員がおっしゃいましたけれども、地域に即したということでの地域主権になったらこういう良さがあるのですよという具体的なものが示されていないのではないかとということ。例えば私が歳をとったときにこういう場所で安心して暮らしたいというようなものが現在は無い、それは全国一律の基準でつくられている住まい方しかないからなのですが。でも、地域主権になったらこのように安心した生活も実現できるのですよというような具体的な変化が示されていたほうが理解されやすいのではないかと。もっと地域にいろんなことを責任持ってやってもらうのだということなのであれば、私も地域住民がこういう提案をして、例えば人口減少地域では高齢者施設だけ、児童の施設だけということではなくて、それが一緒になった施設といいますか、集う場所があってもいいのではないかとということ提案したときにそれが実現できるのですよという、そういう具体的なものが示されるものであったらいいなと期待しました。でもちょっと今回も期待はずれかなという想ひです。現場にいますと現在の不都合なところが解決されるかどうかという視点でみますのでこの2点を意見ということで申し上げさせていただきます。

○田島委員 それに関連しての話なのですけれども、地方分権をやったときはそういう話随分ありましたよね。地方分権で権限移ったら、こういうことができるのですよという話がたくさんあつて説明していたと思うのですけれども、今回これはないのですよね。具体的にそういう……

○加藤副座長 以前のときよりその辺はちょっと詰まっているかもしれない。以前はそういうものをいっぱい出して……

○田島委員 新聞なんかそういう事例を随分出したと思うのですけれども、今回出てこない

ので、もう少し出していただけるといいのかなと思うのですけれども、できるのですか。

○加藤副座長 前回の分権改革のときには、そういうのをいろいろ中央から出してもらって、そこをねらい撃ちにしていろいろ議論を深めていくというようなことをやっていたのです。ただ、前の分権改革推進委員会、あるいはそれを受けて今新しいバージョンになっていますけれども、地域主権戦略会議の場ということで。その中では、それぞれ個別折衝でそんなことやっていても進まないといった話もあって、一律に委員会なりそういうことで決めて、あとはそれをどうするといった形でやっているのです、なかなか具体的なことがあって、ああだこうだというのが議論の表に出てきていないようなところがあるのですよね。それで、地方からこういうタマが出てきて、それが例えばこうできるはずなのだというのが流れていかないというところはあるのかもしれないです。総論で仕切ってしまうと、あとそれをどうしていきますかといった議論になっているところがあるのです。ただ、そうやっていくと、非常に専門的なこういう魅力もあるだとかどうだとか、そういう法律論的な世界になってしまうと思うので、住民の方は取っつきにくい。その結果もわからないというか、ちょっと遠目に見ているという状況になってしまうのかもしれないので、きょうのご意見を踏まえるとそういうやり方だけでいいのか、今のやり方も今のやり方としてメリットがあるのかもしれないのですけれども、その辺は考えていく必要があるのだろうと思います。

あと、定足数とかその辺の話を。

○工藤政策地域部副部長 佐々木委員から定足数の関係などについてちょっとお話ございました。この岩手県分権推進会議につきましては、委員の方々からいろいろご意見を伺うということに主眼を置いているということで、特に定足数というのを定めていないということでございますので、ご理解をいただきたいと思っておりますし、たださはさりといひましても、ちょっと今回急遽都合が悪いということで欠席された委員が多かったものですから、その辺の日程調整につきましては今後万全を期させていただきたいと思っております。

○加藤副座長 夏休みシーズンに入る前に何とか1回、なかなかそれですれ込むとまたずると秋風が吹くころまでということになるものですから、7月のうちにやろうと私も事務方に言ひまして、その結果こうなってしまったところもありまして、大変反省しております。

○鈴木（重）委員 今回で終わりですか。まだ。

○加藤副座長 まだ。次回以降の話を今……そういうことになってきたので、次回以降の話をちょっと。

○千葉分権推進課長 11月ごろを予定しておりますが、早目に。

○加藤副座長 時間が来てしまいました、ほかに特にご意見あるいは何かご発言ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうからありますか。

○千葉分権推進課長 では、事務局の連絡でございますが、今回はご連絡が遅れたりいたしまして出席者のほうが少なかったということで、大変申しわけありませんでした。

それで、第2回の会議を先ほど申し上げましたが、昨年度は11月に開催しておりますけれども、改めて日程調整をして、早目にご連絡申し上げたいと考えているところでございます。

あと、ちなみに情報提供でございますけれども、11月20日、21日に、日本自治学会の総会、研究会が盛岡市を会場に開催されることになってございます。そして、現在研究会のプログラムなど企画を詰めている段階ですが、県のほうもちょっといろいろ進行等について関与させていただいております。地域主権をテーマとする基調講演や分科会の開催などが予定されておりますので、概要が固まり次第、各委員にもご案内させていただきたいと考えておりますので、ぜひ聴講をしていただければと思います。そして、本会議の委員である岩手日報の小笠原委員、中屋敷委員、北村委員もパネラー等で参加する予定になっているというようなところでございます。

以上でございます。

3 閉 会

○加藤副座長 それでは、本日の会議は以上をもちまして閉会させていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。